

岡本の国会での答弁

177-参-国土交通委員会-9号 平成23年04月26日

○藤原良信君　そこでなのですが、医療・介護サービスとの連携ということがこれは当然出てくるわけでございます。それをどのように想定しているかということでございます。これは、状況把握のサービスとか生活相談のサービスということは当然義務付けられていくわけだと思いますけれども、この連携についてちょっとお示しいただきたいと思います。

○大臣政務官(岡本充功君)　今御指摘いただきましたように、医療と介護の連携を図っていくというのは大変重要な観点であります。高齢者の皆さんの生活支援サービスが、医療、介護連携する中で切れ目なく行われていくという、こういった提供される体制が必要だというふうに考えています。

御指摘のとおり、入居者のニーズにしっかりこたえていくためにも、厚生労働省といたしましては、今回、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律案、いわゆる本案であります。これと併せて、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案を提出をしているところでございまして、この中では二十四時間対応型の定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供することなどを創設したいと考えておりまして、こういったサービスなどもその連携の一環になるかと思っております。

また、医療と介護の連携に現場で取り組んでいる方々から御提案をいただく場も設けたいというふうに考えておりまして、患者さんや利用者がその心身の状態に合った最適なサービスを受けられるように医療と介護の役割分担と連携を強化し、医療、介護の一体的な改革に向けて検討を進めていきたいというふうに考えております。

入居者の方々が中重度の要介護になっても十分なケアに対応できる、そういったことによってついの住みかとなり得るよう取り組んでいかなければならないと、このように考えております。

○藤原良信君　分かりました。

いわゆる高齢者の住宅でございますから、介護度が当然重度化していくこともこれは考えていかなきゃならないとなりますので、今お話ありましたけど、そうすると可能な限り、言い方は適切かどうかですけれども、終わりの住みかと、いわゆるそういう対象として考えていくつもりというふうに理解してよろしいんですか。

これは、高齢者になりますと住み替えというのはなかなか大変な負担になるんだと思います。ですから、住まい続けたいと思えば住まい続けられるような、いわゆる終わりの住みかというような形も想定をしているというふうに理解してよろしいかという意味でお尋ねいたします。

○大臣政務官(岡本充功君)　今御指摘いただきましたように様々なニーズが発生をすると。高齢者の皆さんが年を重ねることによってそのニーズは変わってまいります。そして御指摘のとおり、中度、重度と介護が必要になる、若しくは医療が必要になる、こういった場合においても今回創設される住まいが対応できるようにしていかなければなりませんし、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、十分なケアの確保を通じて住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、そしてそこがついの住みかとなり得るよう厚生労働省としても取り組んでいかなければならないと考えております。